

事務局説明資料

2018年12月20日
金 融 庁

目次

I	中間整理における関連する記載	2
II	プラットフォームへの対応に係る検討の全体像	5
III	金融分野のプラットフォーム〔一般利用者・金融機関間介在型〕	7

中間整理における関連する記載

金融審議会「金融制度スタディ・グループ」中間整理（2018年6月19日）（1）

金融の「機能」の分類の方法については、「決済」「資金供与」「資産運用」「リスク移転」といったサービスの果たす役割に着目する方法以外にも、「組成」「販売」「助言」など、金融商品・サービスが組成されてから顧客に利用されるまでの各プロセスに着目する方法もあり得る。

例えば、銀行、証券会社、保険会社等の金融機関は、商品の「組成」「販売」「助言」を全て担うことが一般的である。他方、金融機関自身とは別個のプレイヤーが、このようなプロセスのうち、「販売」などのプロセスに特化して、商品を「組成」する金融機関と利用者との間に介在してサービスを提供（代理・媒介等）する場合もある。

しかしながら、金融に係る商品・サービスは多種多様であり、**金融機関と利用者との間に介在して金融取引の代理・媒介等を行う者に対する規制についても、代理・媒介等の対象となる金融取引の「機能」ごとに、各「機能」の特徴に応じた対応を行うことが少なからず必要になると考えられる。**

他方、商品・サービス提供プロセスの一部のみに特化して、様々な業態・機能にまたがる商品・サービスを横断的に提供することで利用者ニーズに応えようとするビジネスが展開される可能性を考えると、**利用者ニーズに応じた商品・サービスを業態・機能横断的に提供することの妨げにならないよう、商品・サービス提供の代理・媒介といったプロセスについて、ルールをできるだけ共通化していくことは重要な課題と考えられる。**

その際、金融機関と利用者との間に介在して金融取引の代理・媒介等を行う者が、**一つの金融機関に専属しているか、複数の金融機関に所属しているか、独立しているかといった立場の違いや、手数料を誰から受領しているかといった事情は、金融機関と利用者との間に介在して金融取引の代理・媒介等を行う者のインセンティブ構造や、所属金融機関を通じた規律等の利用可能性などに関係する**と考えられるため、ルールを整備するに当たっては、このような点に留意する必要があると考えられる。

金融審議会「金融制度スタディ・グループ」中間整理（2018年6月19日）（2）

また、ITの進展等に伴い、（略）金融システムのネットワーク構造が変容していく可能性がある。

こうした動きの中では、インターネット等を利用し、契約相手を見つけようとする資金等の出し手と受け手の間に介在して、契約を成立させるための仕組み（プラットフォーム）を提供する者の役割が増大することが予想される。

このようなプラットフォームを通じた金融取引に関しては、プラットフォームの利用者である個々の契約当事者を個別に捉えて規制するよりも、プラットフォーム提供者に対して規制を適用していく方がより実効的である可能性が高いため、プラットフォーム提供者に対する規律のあり方を検討しておくことが重要と考えられる。

その際、例えば、プラットフォーム提供者に対し、適切な参入要件を設けることのほか、プラットフォームの適切な利用資格要件の設定や、適切な情報提供・取引の確実な履行の確保を求めることなどについて検討を深めることが考えられる。なお、膨大な情報の蓄積などの強みを生かしつつ、様々な非金融サービスに金融サービスを組み合わせる巨大なプラットフォーム提供者の有する機能・リスクについては、格別の考慮が必要との意見もあった。

また、プラットフォーム提供者に求める措置に加え、自主規制機関による自主規制、当局による規制・監督というように、複層的な仕組みとすることも考えられる。

さらに、ブロックチェーン技術などを用いて個人同士でも直接に金融取引を行えるような状況の実現を見据えれば、取引の局面において、例えば市場メカニズムをより活用した規制の手法を取り入れていくことが重要になるとも考えられる。

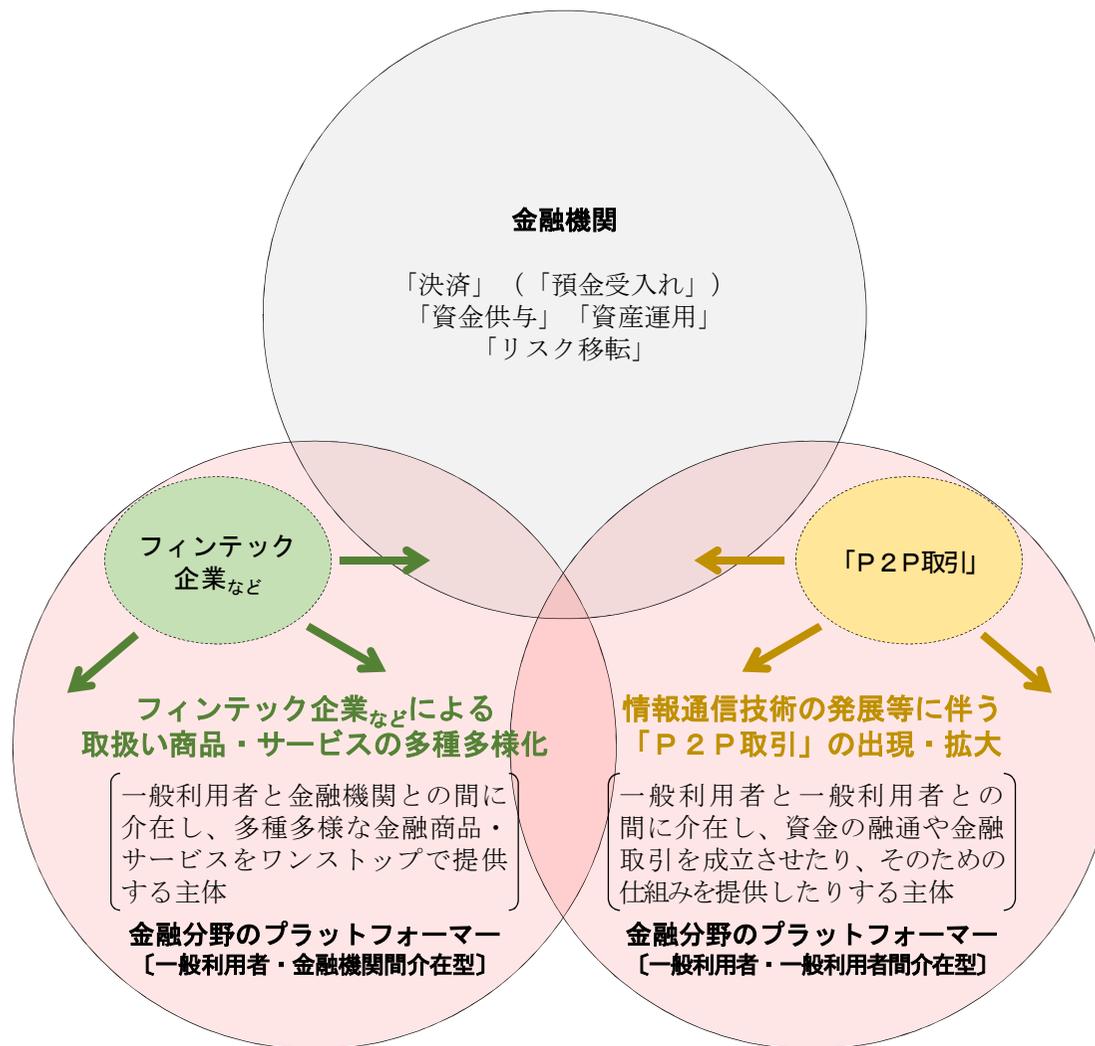
（注）分散型の取引における規制手法として、例えば、金融商品取引法において、清算機関で清算されない店頭デリバティブ取引については、証拠金規制により、取引当事者間で証拠金（担保）を授受することが義務付けられている（取引相手方の破綻による損失を証拠金によって吸収）。

プラットフォームへの対応に係る検討の全体像

プラットフォームへの対応に係る検討の全体像

- 「プラットフォーム」には確立した定義が存在せず、現状、様々な場において、様々な議論がなされている。
- 「金融制度スタディ・グループ」においては、金融分野のプラットフォームを以下の通り類型化した上で検討を進めていくことが考えられる。

プラットフォームへの対応に係る検討の全体像（イメージ）

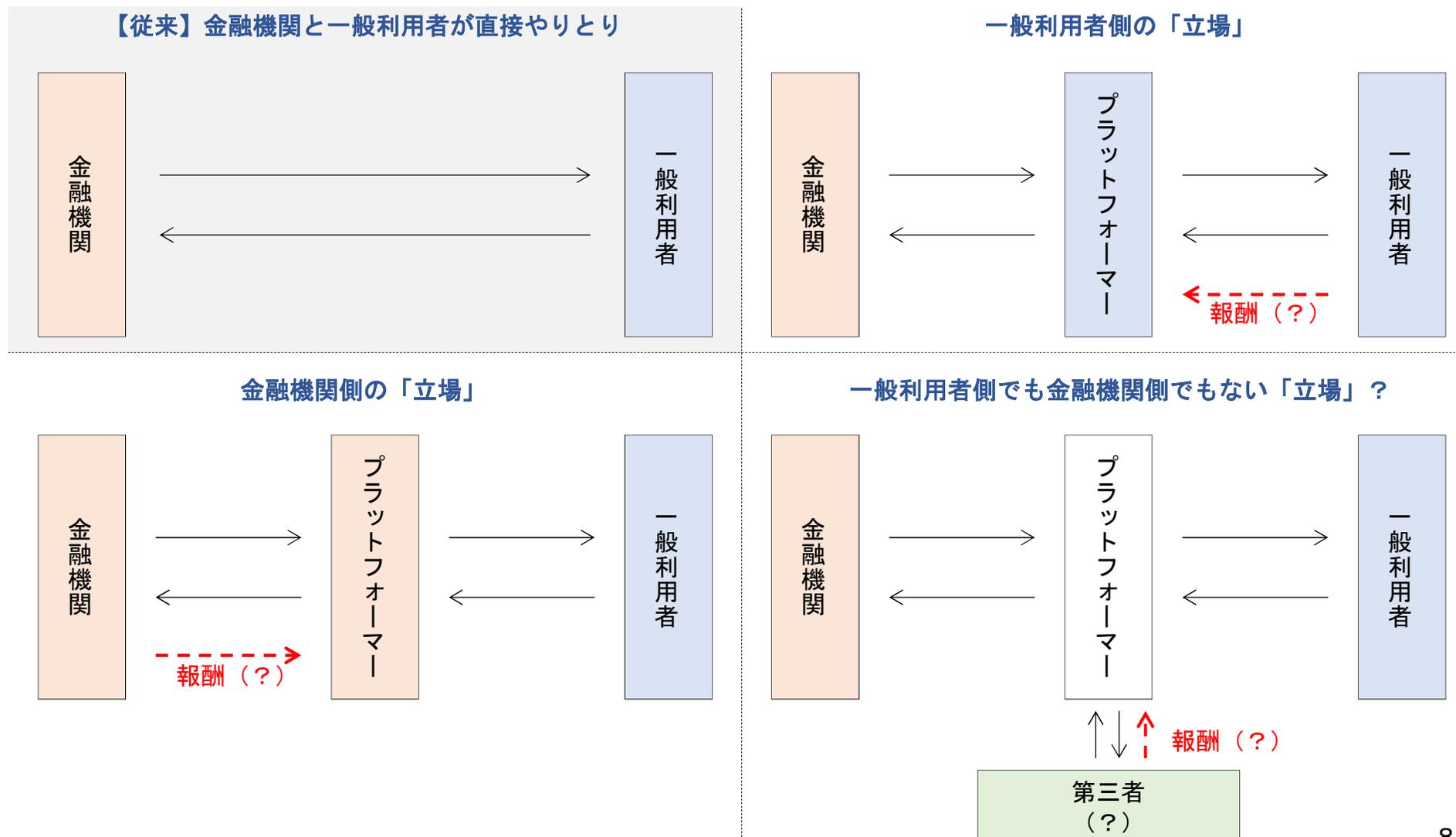


金融分野のプラットフォーム
〔一般利用者・金融機関間介在型〕

一般利用者・金融機関間介在型のプラットフォームの「立場」

- 一般利用者と金融機関との間に介在し、多種多様な金融商品・サービスをワンストップで提供するようなプラットフォームへの対応のあり方は、その「立場」（“向いている方向”）が一般利用者側であるのか、金融機関側であるのかによって異なると考えられる。

一般利用者・金融機関間介在型のプラットフォームの「立場」（イメージ）



参考：一般利用者と金融機関との間に介在する業者に関する法律上の定義

「決済」	「資金供与」 （「預金受入れ」）	「資産運用」	「リスク移転」	
電子決済等代行業者	銀行代理業者	金融商品仲介業者	保険募集人	保険仲立人
<p>次に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者</p> <p>① 銀行に預金の口座を開設している預金者の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該口座に係る資金を移動させる為替取引を行うことの当該銀行に対する指図の伝達を受け、これを当該銀行に対して伝達すること</p> <p>② 銀行に預金又は定期積金等の口座を開設している預金者等の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供すること</p> <p>〔銀行法第2条第17項〕</p>	<p>銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者</p> <p>① 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介</p> <p>② 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介</p> <p>③ 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介</p> <p>〔銀行法第2条第14項〕</p>	<p>金融商品取引業者又は登録金融機関の委託を受けて、次に掲げる行為のいずれかを当該金融商品取引業者又は登録金融機関のために行う業務（金融商品仲介業）を営む者</p> <p>① 有価証券の売買の媒介</p> <p>② 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引等の委託の媒介</p> <p>③ 有価証券の募集又は売出しの取扱い等</p> <p>④ 投資顧問契約又は投資一任契約の締結の媒介</p> <p>〔金融商品取引法第2条第8項・第11項〕</p>	<p>（保険会社等の役員、使用人等又は）保険会社等の委託を受けた者等で、保険会社等のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者</p> <p>〔保険業法第2条第19項～第23項〕</p>	<p>保険契約の締結の媒介であって保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者</p> <p>〔保険業法第2条第25項〕</p>